

## 2 予約相対取引取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 54 条第 2 項に規定する予約相対取引に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象物品

奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 36 条第 2 項第 5 号に掲げる卸売の対象にできる物品。

### 2 予約相対取引の期間

- (1) 予約相対取引の期間は、同一契約において 1 か月以内とする。
- (2) 予約相対取引は、その期間において、原則として継続して行わなければならない。

### 3 集荷の方法

- (1) 予約相対取引に係る物品の集荷量は、通常の市場取引に係る物品の集荷量とはとは別に確保しなければならない。
- (2) 予約相対取引に係る物品の集荷は、卸売業者の自己の計算による卸売(買付集荷)の方法によることができるものとする。

### 4 予約相対取引の価格及び数量

- (1) 予約相対取引の価格は、金額をもって明示された一定の価格としなければならない。
- (2) 卸売業者が、予約相対取引の相手方の同意を得て当該取引の価格を増額し、又は減額することができる場合は、災害の発生等により奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）がやむを得ないと認める場合とする。
- (3) (2) により増額し、又は減額することができる価格の範囲は、(1) の価格の上下 10 パーセント以内とする。
- (4) 予約相対取引に係る卸売数量は、あらかじめ契約している数量とする。ただし、予約相対取引に係る物品と同種物品の入荷量が著しく少なく、通常取引に影響を与えると判断される場合は、当事者間の協議により契約数量にかかわらず当該物品の数量を調整することができるものとする。

### 5 契約書の記載事項

予約相対取引に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該取引に係る物品の品目、産地、等級、価格及び出荷者
- (2) 当該取引を行う期間
- (3) 当該取引の価格の増額及び減額に関すること

(4) その他予約相対取引に関し必要なこと

## 6 予約相対取引届出書の提出期限等

(1) 予約相対取引届出書(規則第29号様式)は、原則として予約相対取引の開始予定日前4日(午後5時まで)までに場長に2部提出しなければならない。

(2) (1)の申請書には、規則第54条第2項に規定する書類のほか、集荷計画書(第1号様式)を添付しなければならない。

(3) 予約相対取引

## 7 表示等

(1) 卸売業者は、予約相対取引に係る取扱物品を卸売するときは、他の物品と区別するため、その旨を当該物品に表示し、販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。

(2) 卸売業者は、毎開場日、予約相対取引に係る取扱物品について、その卸売の数量、主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(3) 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、予約相対取引に係る物品について、その卸売の数量、並びに高値、中値、安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

## 8 予約相対取引により買受けた物品の引取り

仲卸業者又は売買参加者は、予約相対取引により買い受けた物品については、条例第36条第2項第6号の規定による販売開始時刻前の卸売の許可を受けて販売開始時刻に卸売をする場合を除き、卸売のための販売開始時刻後に引き取らなければならない。

## 9 予約相対取引により買い受けた物品の販売

(1) 予約相対取引により物品を買い受けた仲卸業者は、あらかじめ販売契約を締結した者以外の者に当該物品を販売してはならない。

(2) 予約相対取引により物品を買い受けた売買参加者は、市場内において当該物品を分荷販売してはならない。

## 10 予約相対取引の変更の届出

卸売業者は、予約相対取引を届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ予約相対取引取引変更届出書(第2号様式)2部を場長に届け出なければならない。

## 11 実績報告

予約相対取引を届け出た卸売業者は、毎月10日までに前月中に行った当該取

引実績を予約相対取引報告書(第3号様式)により場長に報告しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和56年7月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成元年11月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場の一部を改正する条例(令和2年3月奈良県条例第48号)の施行期日と同日から施行する。




第2号様式（10の関係）

予約相対取引変更届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者  
氏名又は名称  
及び代表者氏名   
(署名の場合は押印不要です。)

先に届け出た予約相対取引について、変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

区分	変更前	変更後
販売先の氏名又は 名称		
品目		
産地・等級		
数量		
販売価格		
販売予定期間		
集荷の方法	委託 買付	委託 買付
出荷者		
理由		

## 予約相対取引報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者  
 名 称  
 代表者氏名 印

予約相対取引の実績を下記のとおり報告します。

記

年 月分									
販売日	品 目	産 地	等級	数量	単価	金 額	卸売の 相手方	承認 変更	承認年月 承認番号
小 計									
小 計									
合 計									

- \* 1 承認変更欄には、承認変更のあったときに○印を記入すること
- 2 小計は、取扱品目の種類ごとに記入すること